

重要事項説明書

岡本病院訪問看護ステーション

利用者：_____様

医療法人 社団正心会

2025年4月16日改定
2024年6月1日改定
2020年4月1日発行

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	岡本病院訪問看護ステーション
所在地	札幌市中央区北7条西25丁目3-10-501
連絡先	011-699-6003
管理者名	足利 真由美
サービス種類	訪問看護
介護保険指定番号	0160190740 号
サービス提供地域	札幌市

※サービス提供地域について、サービス提供地域以外の方はご相談下さい。

(2) 営業時間

平日	午前9:00～午後5:00
土曜日	午前9:00～午後12:30
定休日	土曜日午後、日曜、祝日、6月15日、8月15日、12月29日～1月3日

(3) 職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者	1名	0名	1名
看護師	4名	0名	4名
作業療法士	2名	0名	2名

2 (1) 当事業所の連絡窓口(相談・苦情等)

電話番号	011-699-6003
FAX番号	011-699-6004
担当部署	岡本病院訪問看護ステーション
担当者	足利 真由美(管理者)
受付時間	月曜～金曜 午前9:00～午後5:00

(2) 外部の窓口

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 電話:011-211-2972 住所:札幌市中央区北1条西2丁目(札幌市役所内)
北海道国民健康保険団体連合会 総務部介護障害者支援課企画・苦情係 電話:011-231-5175 住所:札幌市中央区南2条西14丁目(国保会館内)

3 事業の目的、運営方針

☆事業の目的

主治医より訪問看護が必要と判断されたご利用者様に対し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、関係法令に従い適正な訪問看護を提供することを目的とします。

☆運営方針

ご利用者様の心身の特性を踏まえて適切な訪問看護のサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重し、他の関係機関と連携のもとサービス提供に努めます。

4 料金

(1) 利用料金

(医療保険)

項目		金額	基本利用料 (1割負担)
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ (30分以上)		¥5,550	¥555
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ (30分未満)		¥4,250	¥425
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一建物居住)(30分以上)	同一日に	¥5,550	¥555
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一建物居住)(30分未満)	2人	¥4,250	¥425
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一建物居住)(30分以上)	同一日に	¥2,780	¥278
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一建物居住)(30分未満)	3人以上	¥2,130	¥213
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ	入院中 外泊時	¥8,500	¥2,550 (3割負担)
複数名精神科訪問加算 (30分以上)		¥4,500	¥450
訪問看護管理療養費 (月の初日)		¥7,670	¥767
訪問看護管理療養費1 (2日目以降)		¥3,000	¥300
訪問看護管理療養費2 (2日目以降)		¥2,500	¥2,500
退院時共同指導加算		¥8,000	¥800

※1割負担の方の場合、目安として 月1回の訪問 約1770円

月2回の訪問 約3080円

となります。

(2) キャンセル料

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合でも、キャンセル料金は発生しませんが、事前に事務所へご連絡下さい。(011-699-6003)

(3) 利用料金のお支払い方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金は翌月にご請求致します。
岡本病院、岡本中央MCにご通院中の方は、翌月の外来受診時に、
外来分と一緒にご請求致します。

ご通院されていない方は、当スタッフとご相談して下さい。
(銀行振り込み、直接現金支払いなど、ご要望をお聞きます。)

5 訪問看護の提供方法、内容

☆訪問看護の提供方法

主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。

☆訪問看護の内容

1. 病状、障害の観察
2. 清拭、洗髪等による清潔の保持
3. 食事及び排泄等日常生活の世話
4. 褥瘡の予防、処置
5. リハビリテーション
6. ターミナルケア
7. 精神科領域疾患患者及びご家族の看護、支援
8. 療養生活や介護方法の指導
9. カテーテル等の管理
10. その他の医師の指示による医療処置
11. 精神科領域に関わる訪問看護業務

6 事故発生時の対応

ご利用者様に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を行い、関係機関に連絡を行う。ステーションの責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行う。ただし、当ステーションの責任を問えない損害に対してはこの限りではありません。

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでご相談下さい。重要事項説明後に訪問看護計画を作成し、サービス提供を開始します。

(2) サービスの終了

・サービス終了希望日の一週間前までに当ステーションにご連絡ください。
主治医がご利用者様の為を思って訪問看護指示を出している場合もあります。そのため、まずは主治医とよくご相談下さい。

- ・ご利用者様が提供地域外に転居し、サービスの提供継続が困難と見込まれる場合
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

(2) サービスの提供の中止

- ・他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合(当ステーションに速やかに連絡下さい。)
- ・雪や台風など天候不良の場合、ご連絡した上で、時間、日程の変更をお願いする場合があります。

8 守秘義務

事業者は、サービス提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

また、秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容に含むものとする。

上記にかかわらず、事業者は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に定める通報ができるものとし、その場合、秘密保持義務違反の責任を負いません。

9 緊急時の対応方法

訪問看護実施中にご利用者様の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

主治医との連絡が出来ない場合は、緊急搬送等の必要な処置を行うこととする。

主治医名	主治医名	
	住所	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	

【事業者】

住 所： 札幌市中央区北7条西26丁目3-1

社 名： 医療法人社団正心会

代表者： 理事長 岡本 呉賦

【事業所】

住 所： 札幌市中央区北7条西25丁目3-10-501

事業所名： 岡本病院訪問看護ステーション

担当者 _____ 印 _____ により、重要事項説明書の内容について
説明を受け、了承しました。

年 月 日

利用者氏名 _____ 印

代理人氏名 _____ 印（続柄 _____）

署名代行理由：